

八戸市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年2月20日

八戸市長 熊谷雄一

名称	所在地	廃止年月日
メディカル チェック クリニック	八戸市大字新井田字西平1-16	令和7年12月31日
丸山クリニック	八戸市湊高台五丁目24-3	令和7年12月31日
坂本内科クリニック	八戸市吹上三丁目6-16	令和7年12月31日
鹿内歯科医院	八戸市大字根城字馬場頭3-19	令和7年12月31日